

第2回佐賀市タクシー特定地域協議会 議事概要

平成22年2月10日(水) 14:00～16:00

佐賀市：佐賀県自動車整備振興会

1. 開 会

〔事務局〕

- ・資料確認
- ・出席者紹介(出席者名簿及び配席図により紹介に代える)

2. 会長挨拶

- ・本日は第2回の佐賀市タクシー特定地域協議会を開催しましたところ、委員の皆様にはお忙しい中にお集まり頂きありがとうございます。
- ・昨年、12月18日の第1回の特定地域協議会から早2ヶ月が経とうとしております。この間、全国142の特定地域において、順次地域計画の協議が行われており、特に東京都特別区・武三交通圏特定地域協議会においては、昨年未までに地域計画を承認し、1月末からは各事業者からの特定事業計画書の認定申請が実施されており、タクシー特措法による取組が全国的に動いてきている状況でございます。
- ・第1回会議においてもご説明させていただきましたが、タクシー事業におきましては、自家用自動車の普及や景気後退による需要の減少により厳しい現状が発生しておりますが、地域の公共交通として無くてはならない事業であり、特措法に基づく適正化、活性化の取組により、将来性のある事業にしていくことが求められているものと考えます。
- ・本日は特措法における佐賀市の地域計画についてご協議頂くように計画をしておりますので、各委員様の忌憚のないご意見等を頂き佐賀市のタクシー事業の適正化、活性化に向けた取組を推進するための基本となります佐賀市タクシー特定地域協議会の地域計画のご審議についてよろしくお願いいたします。

3. 議 事

〔設置要綱第5条第2項により、会長が議事進行を行う。〕

(1) 資料2：特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の地域計画

〔事務局〕資料説明

- ・議事(1)の「佐賀市タクシー特定地域協議会地域計画(案)」に先立ち、資料2「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」の地域計画にかかる規定概要について説明

【出席者】意見なし

(2) 資料1：佐賀市タクシー特定地域協議会地域計画(案)

【会 長】

- ・地域計画(案)は、タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針、地域計画の目標、地域計画の目標を達成するために行う特定事業、その他の事業及びその実施主体に関する事項の三本の柱で構成されており、各項目に分けて審議いただきたい。

【出席者】異議なし

タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針

〔事務局〕資料説明

【会 長】

- ・基本方針は、タクシーの役割と現状、タクシー事業が抱えております様々な問題を踏まえた上で、今後の取組の基本的な考え方が示されております。この内容について、ご意見を伺いたい。
- ・タクシーは営利企業(民間)で経営が行われていますが、非常に公共性が高い事業です。このような事業がありませんと自動車を運転できない方の移動手段が無くなってしまいます。
- ・現在、事業が非常に疲弊している現状を何とかして改善をしていくという共通認識が必要と思います。
- ・ただ、タクシー事業者あるいは関連する行政機関のみで取組を進めていくことは難しいことです。そういう意味で本協議会の議論をいただきたいと思います。

【出席者】意見なし

地域計画の目標

〔事務局〕資料説明

【会 長】

- ・「地域計画の目標」は、タクシー事業者が取り組む「特定事業」、あるいは関係機関が取り組む「その他事業」を具体化するための指針を示したものとして、ご理解いただきたい。
- ・6ページ「基本方針の抜粋」、イ～トを参考に佐賀市として取組が必要と思われる事項について纏めたものです。
- ・7ページ「防犯対策への貢献」に関する事項は、「基本方針」には含まれておりません。これはどちらかと言いますと地方都市には必要な取組みと考えております。
- ・提示した取組み以外にも追加すべき事項等ございましたら、発言いただきたい。

【出席者】意見なし

【会 長】

- ・会議終了後においても意見等ございましたら提案いただきたい。

地域計画の目標を達成するために行う特定事業、その他の事業及びその実施主体に関する事項

〔事務局〕資料説明

なお、資料1 1ページ、利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起（タクシーサービスの活性化）【特定事業】に関し、既に実施中の次の項目を追加したい旨説明。

〔追加事項（3件）〕

- 1．禁煙タクシーの徹底
- 2．タクシー便利屋サービスの推進
- 3．タクシー運転代行サービスの推進

【出席者】異議なし

【会 長】

- ・この「実施主体に関する事項」は「地域計画の目標」を達成するための「特定事業」や「その他の事業」を項目別に分類し、その具体的な取り組み方法、実施主体、取り組み時期等の内容を明示したものです。
- ・「特定事業」は、地域計画が承認された後に、それぞれのタクシー事業者が実施主体となり実施するものであり、実施できる事業を抽出して、「特定事業計画」を策定し、国土交通省大臣の認定を受けて、活性化・適正化の推進に当たる基本になるもののご理解いただければと思う。
- ・色々な項目を挙げておりますが、個々のタクシー事業者によっては取り組む事項と取り組まない事項もありますし、全てのタクシー事業者が取り組むものもあります。
- ・タクシー事業者が、この地域計画の掲げている項目から実施する内容を選定し、取り組みに当たる。このような形となります。
- ・最後の供給過剰の問題につきましては、特定地域協議会の場合では、供給過剰であるという現状があることについて、認識をもっていただく必要もございましたので、方向性を表記させていただいたものです。
- ・内容が分からない点等あるかと思しますので、ご意見・ご質問等伺いたい。

【佐賀労働基準監督署：川浪氏】

- ・需要と供給のアンバランスが本質的な問題と思う。それが解決できなければ抜本的な改善はできないと思う。
- ・エコブームの他に健康ブームにより健康に対する意識が強まっており、歩こうという意識が強まっている。

- ・今年度の4月から大企業（資本金3億円又は従業員300人）につきましては、労働基準法が改正されます。割増賃金率がアップになります。国会答弁でも問題になっておりますが、労働条件の低下ということで特にタクシー業界も問題になって、こういう特措法が施行されたと思う。
- ・労働基準行政は職業安定行政と違っているところがありまして、労働基準法や割増賃金、労働者の最低条件の確保等々、さきほどコンプライアンスの問題もありましたが、法を犯してまで雇用を維持してほしいとの立場ではありません。
労働基準法の改正は、3年間は中小企業の猶予措置がありますが、3年後にどこまで適用するかどうが見直しがあるようになっております。
- ・各種助成金（例えば、高齢者に係るもの等）がございますので、活用いただきたいと思います。
- ・供給過多であることは数字でも表れております。
- ・オール歩合制賃金が多く、退職金がなくなったところもある。こうなると水揚げを得るために労働しなければならない。台数が多いので、結局は流して動いても水揚げが上がらず、結局はお客が多いところに集中してしまう。労働時間が長くなってしまう。そうすると最低賃金割れに繋がる。最低賃金も毎年上がっている状況ですので、さらに労働環境が厳しくなる一方で、ますます若い方の入職がなくなってしまいます。
- ・そのような問題も含めて、是非、自助努力で根本的な問題を解決いただきたいと思う。

【全自交：田代氏】

- ・いろんな方法があるかと思うが、まずは需給のバランスです。供給過多であり、ものすごく状況が悪い。
- ・乗務員の収入について、平成20年度までの数値があるが、15～20年までよりも、20年以降、21年、22年は更に仕事量が極端に減っており、収入格差が広がっている。21年のデータはないのか。
- ・最低賃金は現在629円だが、ほとんどの乗務員は抵触している。具体的に言うと、昼間は3～4時間も実車にならないときがある。定勤しても到達できない。そういうことで自主残業している状況であり、安全性にも欠ける。
- ・資料は佐賀県のデータであり、最も悪い佐賀市や唐津市のデータを出してほしい。

【事務局】

- ・厚生労働省の賃金構造基本統計調査の数値であるが、21年のデータはまだ出てないと思います。また、県単位のデータとなっており、エリア毎の数値はないようです。

【片江委員】

- ・全国142地域（佐賀県は佐賀市・唐津市）は、需給バランスが崩れていることで特定地域に指定されていると思います。
- ・佐賀市の場合、資料にありますように、1日1車当たり収入が16～17千円程度だと、総生産性が1人当たり1ヶ月30～40万円程度という状況ですから、最賃に抵触する。それをどのようにするかが我々の任務だと思います。今後、需給バランスを考えながら、活性化を図り、1台当たりの生産性を上げるべきではないかと考えています。

【大石委員】

- ・地域計画案に色々と示されているが、抜本的な問題解決策は減車であると、我々は打ち出しています。昨年11月、全タク連の会長と意見交換をしておりますが、地域計画の中で、まず減車ありきだということです。運輸局から適正車両数が示されているが、実効性がある減車がなされなかったら、協議会の意味がないと私共は思っております。色んな事業計画が記載されており、確かに良いことであり、必要なことでありますが、現状として実際に経営が成り立たない、乗務員の生活が成り立たない現状では活性化どころの話ではない。
- ・運転者賃金は最悪の状態であり、年収格差200万円を縮めるとか、そのような時期でない、最低賃金も守られていない。現実には大阪ではタクシー乗務員で生活保護を認められた事例が2件あります。他産業との格差を縮めるよう我々も運動をやってきましたが、格差は広がるばかりで、最低賃金も確保できない。
- ・佐賀市内の事業者を監査されたら一番分かると思います。我が社でも9割は最賃を切っている現状です。それがどうなってくるかと言いますと、3～4時間実車にならない現状ですから、必然的に乗務時間が延びるのです。会社はそれに対して、むしろそれを奨励するような態度をとるわけです。違反している者を頑張っていると評価している。一方、定められた勤務ダイヤで乗務する者は、経営者から頑張りが足りないと言われているのです。
- ・運輸行政でも昨年10月に法改正が行われ、社会保険未加入・最低賃金等の罰則が厳しくなり、経営者も恐れるようになった。もう一つ大きな効果があったのは、今までの事前通告監査が、無通告監査になったこと。事前通知したらいくらでもごまかせる。罰則も最賃違反は、初違反10日車、再犯は30日車となり、それは確かに効果がある。
- ・ただし、売上げが落ちており、経営の現状は払わないではなく、払えない状況に陥っている。我々もあまり厳しく追求できないジレンマがある。9割近くが最賃に抵触しており、過去2年間遡って請求できますから、支払いなさいと言っても、残業手当は別ですから、莫大な金額になる。経営者はもっと厳しい状況になる。我々が監査を厳しくして下さいと言いたいのだが、言えないところもある。経営者には勤務システム変更や時間短縮等々、提案しているのですけど。
- ・高齢化が進行している。我が社においては、35～36人の乗務員中、60歳未満は3名しかいない。それも50歳代後半です。このような労働環境では健康被害がでてくる。健康診断受診しているが必ず所見がある。一番多いのは糖尿病や血圧です。血圧は怖い。命を預かっている運転者が脳梗塞になるとどうなりますか。そういう状況です。
- ・新しい人や若い人が入ってこない。若い人が入ってこないならば、構造改革はあり得ない。ボーナスも退職金も保証給ない、完全歩合制のB型賃金です。今、頼れるのは最低賃金だけなのです。そういう環境にある中で協議会が開催されることは非常に喜んでおります。
 - ・しかし、需給調整（減車）が自主的に行うということが、非常に問題である。各経営者が実効性ある減車がどれだけなされるか。運輸局から適正車両数が示されているが、80%、90%となった場合に、環境に対する貢献を大きくPRしていただきたい。政府が目標とする25%をクリアするのですよ。なおかつ当然、労働環境も良くなるということで会社も効率良い経営ができることとなる。絶対に実効ある減車をしなければ、お茶濁し的な1割程度の減車では改善できません。
- ・私は63歳になります。我々団塊の世代がリタイアした時には、運転手になり手があるのか非

- 常に心配だ。10年もすれば必然的に淘汰・整理されるだろうと思う。しかし、業界に携わっている労働者として魅力ある業種であってほしい。40年くらい前にタクシーに乗った時には同じ世代の3倍程度稼げていたのです。それからずっと下がっている。今は、知り合いにタクシー乗務員にならない方がよいと、ほとんどの人間が言います。食っていけないのです。
- ・ 根源は実効性ある減車を協会の方が会員にお願いいただきたい。合わせて法令遵守をお願いしたい。
 - ・ 指導を受けたとしても、他山の石で、言われるまでほっておくという意識が、どっかにあるのです。春闘では2人1車制など勤務体制の変更も含めて、徹底して突いていきたいと思っています。
 - ・ 年金受給者は意識が薄いです。65歳までは28万を超えると年金が5割カットされるため、給与の調整をします。あまり稼いでも意味がないという意識もあるのです。経営者も頭が痛い問題だと思います。それならば、ワークシェアリングの様な形で、2人1車制を採用するなり、時間短縮すれば健康にも良い。そして若い人でも最低限食べていけるような歩率をやる。そうしていけば、事業計画として記載されていることも、より生きてくるのではないかと。
 - ・ 全タク連会長も言われておりますが、まずは減車ありきですよ。それからスタートしなければだめだということですよ。
 - ・ 今の情勢ではお客さまは減る一方です。大半のお客さまはご年配の通院ばかりが現状です。車社会ですから、ローカル地区は自家用車が必要なわけですよ。1人1台の時代ですから。
 - ・ 若い人は全くタクシーを利用しない。夜の繁華街は閑古鳥が鳴いている。ひどい状況です。そういう状況を踏まえてやらなければならないと思う。
 - ・ 実効性ある減車がなければ、協議会に参加したくないというくらいの気持ちがあります。

【会 長】

- ・ 非常に厳しいタクシー運転者の現状について話を伺った。
- ・ 減車が実行できないと根本的な問題解消にはならないということは、事業者をはじめ、皆様方の共通認識をもっていただいてよろしいのではないかとと思う。
- ・ 地域計画に、減車に関する事項を強く盛り込むことについては、特措法が施行された時から共通して規制がない現状制度の中では非常に難しいことです。今回、お示しした内容も東京や全国的な地域計画のやり方を右に倣ってやっているところであり、この件についてはご不満あるかと思いますが、ご了承いただきたい。
- ・ 根本的には減車の取り組みがでてこない、この現状については、なかなか改善していかないと思っております。
- ・ 東京では協会の富田会長が率先して、労働環境の悪化を招くことがないように、20%の減車計画を率先して認定申請をされております。会長会社がそのような動きをすることとなると、それに繋がる会員さんも同じような動きになると思う。これが全国的な動きになっていけばと思います。なお、地域計画には、労働環境を悪化することなく、取り組みをしていくよう確認をさせていただいております。
- ・ 減車に係るものについては、色々ご意見を伺いましたので、地域計画あるいは全体的なことでご意見・ご要望等あればお願いします。

【大石委員】

- ・佐賀市は合併で富士町や三瀬村も含まれて広域になった。過疎の問題もあって、バス路線は縮小や廃止したりすると思います。伊万里市では乗合をNPO法人が委託で実施され、神崎市でも乗合タクシーが実施されている。佐賀市でも、そのような面でタクシー業界がお手伝い、参加できる方法はあるのでしょうか。

【佐賀市交通政策室：大久保氏】

- ・佐賀市は、これまで交通対策は基本的にバスを中心にやってきました。市の中心部では佐賀市営バスがありますし、民間バス会社が都市間輸送という形でやっていただいております。合併しまして、特に北部地域の山間部のバスがあまり充実していないということで、大きな見直しをこれからやっていこうと考え取り掛かったところです。
- ・来週、地域公共交通会議を立ち上げまして、地域住民・行政・事業者等（市タクシー協会の代表も含む）に参画いただき、検討していきたいと考えております。

【大石委員】

- ・タクシー業界も参画できるということで、嬉しい話であり、よろしくお願ひしたい。

【県空港・交通課：江島】

- ・新しいアイデア、隠れた需要を引き出す取り組みが必要ではないかと思う。佐賀では共働きの子育て世代が多くございます。長崎県では子育て支援タクシーの取り組みが行われています。全国の協会がありまして、役員に諫早市のタクシー会社の方が就任されています。保育園の送迎や実家への送迎などを事前登録制により行われております。そのような潜在需要があるのではないかと思います。
- ・最近、佐賀新聞に買い物難民という記事が掲載されていました。佐賀市内の中心部でも大型店の進出等もあって、買い物が不便になっているという例です。個別輸送ですと出費がかさむということだと、相乗り型タクシーを試みるなどもあるかと思います。
- ・佐賀市商業振興課で買い物空白地域調査（高齢者の買い物等の実態調査）が行われており、年度中に結果が出ると思いますが、非常に関心を持っております。
- ・このような潜在的な需要を掘り起こす取り組みをお願いしたい。
- ・佐賀県では、地域交通モデル支援事業を実施しており、来年度も継続しますので、ご提案・活用をお願いします。

【大石委員】

- ・県として、そのような取り組みに助成されるということですか。

【県空港・交通課：江島】

- ・はい。一昨年から取り組んでいます。来年度も継続し、4月に県ホームページ等でPRする予定です。例えば子育て支援タクシーに係るチャイルドシートやエリアタクシー、そういった経費について200万円を限度に補助するというものです。なお、案件には審査がありますので、優先順位が付けられますので約束はできませんが、アイデアを是非、提案いただきたい。

【会 長】

- ・活性化に向けた色々な取り組みが必要になってくると思います。
- ・需要が減っているわけですから、需要をいかにして増やすということと、同時に需要減に伴う供給量の縮小、二面性の取り組みが必要になると思う。

【佐藤委員】

- ・高齢者の増加に伴い、高齢者に起因する事故が多い。講習会（年間80～100回程度）を多数開催しており、その際、運転免許証の返納についても打診している。免許証を返したら足がなくなり、買い物も旅行も行けなくなるって言われます。旅行といっても駅前の銭湯に行かれる程度なのですね。そのために車をお持ちなのです。ガソリンや保険等、車の維持費を考えたら、公共交通機関に乗り換えたらいかがかと警察ではそのような話をいたします。
- ・例えば、皆様方があと20年経った後、タクシーを足として考えられますか。ここにタクシーを使わないという問題があると思います。どこにタクシー会社の名前があるのか、どこに電話すべきか、タクシー料金も分からない。もう少し高齢者に照準を当てた案内をする方が良いのではないかと。高齢者はお金を持っているのです。
- ・妻は元教諭でタクシーをよく使います。固定したドライバーのようで、荷物の積み卸しも手伝っていただけるし、タオルも配っているようです。
- ・親は86歳ですが、まだ車を使っています。また車を買おうとしていたのです。タクシーを使えばいいのではと言ったところ、タクシーは高いという感じで答えが返ってきます。
- ・お年寄りはお金を節約したいという気持ちもありますし、しかし自分では動けないという気持ちもあります。どうしても免許証が手放せない。
- ・しかし、免許証返納割引の導入など、そこに何らかのメリットあればと思います。武雄方面では、すでに実施されているようですが、実際に結構、免許証返納が行われております。
- ・今のシルバー世代が自家用車ではなく、タクシーは便利だということを認知できるような情報提供を行えば、多くの方がお使いになるのではないかと。ただし、同じ値段ではなく、幾ばくかの割引があれば、簡単に替わっていくのではないかと。思う。
- ・ワンコインでタクシーに乗れるならば、近いところでもタクシーを使いますよ。しかし、650円とか800円になると、気楽に利用できない。そういう値段が可能かどうかは分かりませんが、そういうことをすれば良いのではと思います。
- ・佐賀市では、バスでシルバーパスがありますね。これを講習会で高齢者に紹介したら、免許を返納されたという例もあります。
- ・老人クラブなどへ電話番号を周知したらどうかと思う。鳥栖市では回覧板にタクシーの広告が入っている。このような地道なところへの情報提供を行って、一度使えば便利な乗り物ですから、それが分かれば意外と使っていただけるのではないかと。
- ・タクシーを使えば便利という情報を発信され、割引制度などにより、お得感を皆さん全体で実施すれば、少しは潤うのではないかと。思います。

【会 長】

- ・これ以外に発言はないか。
- ・様々な意見をいただいたが、地域計画案を大幅な修正は必要ないと理解したが、よろしいか。

【出席者】

- ・異議なし

(3) その他(今後のスケジュール等)

〔事務局〕

- ・次回(第3回)協議会において、地域計画(案)のご承認をいただきたい。
- ・地域計画案については、事前送付させていただきますので、ご意見を伺いたい。
- ・次回は、第1回協議会と同様、唐津市と合同で3月18日(木)佐賀市において開催したい。
- ・詳しい内容については、お知らせいたします。

【出席者】

- ・異議なし

【片江委員挨拶】

- ・貴重なご意見等を賜り、有り難うございました。
- ・佐賀市内18事業者は、地域計画が承認された後、当該地域計画から活性化のために必要な項目を選択し、ご当局に認定を申請したい。その結果として、事業を活性化し、ドア・ツー・ドアの利便性を発揮していきたい。
- ・今回、佐賀市及び唐津市が特定地域に指定されました。その第一要因は経済不況に伴う利用者の減少が第一であったと思っている。
- ・当局より第1回協議会の際に適正と考えられる車両数が提示されました。業界も供給過剰が一番の問題点であると考えております。供給過剰の解消なくしては、事業の活性化はできないのではないかと身にしみて思っております。しかし、減車を実現するためには様々な問題がございます。協会は公取との関係上、減車の強制はできませんが、各事業者は考えているものと思っております。
- ・運行代行業者が大幅に増加しています。佐賀署管内で59業者、神埼、小城、諸富各署を加えますと約90業者ございまして、夜の街は代行運転業者の車両が氾濫しております。佐賀市内の繁華街で200両前後が稼働しているのではないかと思います。適正な営業をしているものは何も言えませんが、見るところによると違法行為が蔓延している状況です。
- ・タクシーが減車の方向になりますと、これが一番のネックになります。タクシーが少なくなれば、なおさら運転代行が増加するのではないかと懸念があります。
- ・適正台数については、我々も認識しており、それに向かって取り組みますが、同時に行政は、運転代行に係る違法行為があった場合には、監督・監査を十分に実施いただきたいと思います。
- ・本日の皆様の意見を参考にし、PRしていきたい。タクシーは高いというイメージがあるかもしれませんが、自家用車1両を保有するよりも、維持費等安くございます。このようなこともPRしていきたい。今後ともよろしくお願いいたします。

4. 閉会(16時00分)

【配付資料】

議事次第

配席図

出席者名簿

資料1 佐賀市タクシー特定地域協議会地域計画（案）

資料2 「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」
地域計画

参 考 ・佐賀市タクシー特定地域協議会設置要綱（制定：平成21年12月18日）

・第1回佐賀市・唐津市タクシー特定地域協議会議事概要

報道機関の出席なし